

愛知県結核予防対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 愛知県結核予防対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、健康の維持増進及び疾病対策の向上を図るため、学校又は施設（国、都道府県及び市町村の設立する学校並びに施設を除く。以下同じ。）の長が行う結核予防事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 交付の対象とする事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断事業。ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く愛知県内に設置されている学校又は施設に限る。

2 補助事業の算定基準、補助対象経費、補助率及び交付額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3 規則第3条に定める申請書及び添付書類については、別紙様式1による。なお、申請書正副本2通を所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長又は知事に提出するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(決定の通知)

第4 規則第4条に定める補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に所轄保健所長を経由して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請書の取下げ期日は、交付の決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面正副本2部を所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長又は知事に提出するものとする。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式2による変更交付申請書正副2通を速やかに所轄保健所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長又は知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類正副2通を所轄保健所長を経由して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長又は知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は、別紙様式3による。なお、実績報告書正副2通を所轄保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、複数の保健所の管轄内に学校又は施設を設置している学校等の長にあっては、主たる学校又は施設の所在地を管轄する保健所長又は知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。なお、補助金の交付決定以前に、補助事業が完了しているときは、交付決定の通知を受けた後、すみやかに実績報告書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(関係書類の整備及び保管)

第11 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 7 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 11 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 5 月 15 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 27 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 8 月 31 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 9 月 1 日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 9 月 1 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 11 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 9 月 9 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 17 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 17 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 13 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 22 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 5 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 18 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 6 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 6 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 30 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 26 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、施行日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、施行日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、施行日から適用する。

別 表

1 補助事業	2 算 定 基 準	3 補助対象 経 費	4 補助率	5 交付額
結核に係る定期の健康診断事業	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 454 円×医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(2) 478 円×医療機関で 70mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(3) 506 円×医療機関で 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延数</p> <p>(4) 1,767 円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数</p> <p>(5) 7,994 円×医療機関で精密検査を受けた者の延数</p> <p>ただし、直接撮影を省略した場合は、6,494 円×医療機関で精密検査を受けた者の延数</p> <p>また、やむをえない事情で直接撮影のみを行った場合は、1,767 円×医療機関で直接撮影を受けた者の延数</p>	法第 53 条の 2 に基づく健康診断のために必要な経費	2/3	補助金の交付額は、第 2 欄に掲げる算定基準により算定した額と第 3 欄に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額